

芳ヶ平湿地群

よしがだいらしっちぐん

群馬県中之条町、草津町



①新緑の芳ヶ平



[登録番号]2233

[登録年月日]2015年5月28日

[面積]887ha

[湿地のタイプ]M:永久的河川、溪流、小河川、

Tp:永久的淡水沼沢地・水たまり、U:樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原、Zg:地熱性湿地

[保護の制度]国立公園特別保護地区および特別地域

[国際登録基準]1、4

湿地の概要

芳ヶ平湿地群は、日本の中央部に位置する群馬県の北西部、草津白根山(標高2,160m)山頂から北東斜面の標高1,200m付近まで、中間湿原、火口湖、池沼、河川が階段状につづく湿地群である。草津白根山の火山活動により形成された難透水性土壌やくぼ地に湿原や池沼が発達し、火山特有の強酸性の水質と火山ガスが特殊な環境をつくった、標高2,000m級の山岳が連なる上信越高原国立公園の中にある。国道292号線の国道最高地点(標高2,172m)からの景観は、芳ヶ平湿原

が眼下に広がり、草津白根山の荒涼とした山体とのコントラストが美しい。

湯釜(標高2,050m)は強酸性(pH1.~1.2)のエメラルドグリーンの湖面が特徴的な草津白根山直下の火口湖である。

穴地獄(標高1,300m)は、鉄分や硫黄分を豊富に含む強酸性の水(pH2.6~2.8)が流れる元山川の源流で、好酸性のコケの代表種チャツボミゴケが、緑のじゅうたんを敷きつめたようにびっしりと生えており、チャツボミゴケ公園として親しまれている。



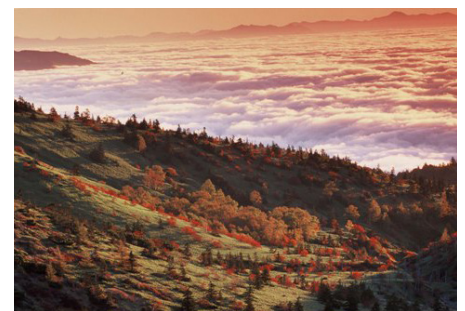
湿地にかかわる動植物

芳ヶ平湿原(標高1,832m)と大平湿原(標高1,600m)は、温帯針葉樹林帯の代表的な中間湿原で、酸性の水質と高い地温・水温、豊富な伏流水によって、ヌマガヤ、ツルコケモモ、ヤチスゲ、シラビソ、ササが独特の植生を見せ、芳ヶ平湿原の池塘(大小さまじまな池)とワタスゲ群落、大平湿原のミズバショウは湿原景観を際立たせている。

二つの湿原の下部に広がる樹林帯には、森の中に隠れるように、フトヒルムシロやヒメミズニラなどの抽水植物が優占する天然池の平兵衛池、大池、水池が点在している。

芳ヶ平湿地群にはホソカワモズク、ヒメミズニラ、ミサゴ、クロサンショウウオなどの絶滅危惧種を含む植物442種、動物20種、野鳥62種、トンボ14種が確認されている。

なかでも日本固有種のモリアオガエルは、普通は水面に張り出した木の枝に白い泡状の卵を産むが、酸性度が高く天敵の魚がない当湿地では、水辺の草など地上で産卵する。火山による地熱と高い水温の伏流水、当湿地の形成過程等の影響で他の地域と異なる独自の適応進化を遂げたと推測され、日本最高標高地(2,150m)の繁殖地となっている。



②紅葉の芳ヶ平



③芳ヶ平湿原のワタスゲの群生

保全・管理の取組

春の残雪時などに登山者が迷うことのないよう、登山道の除草、笹刈作業、木道の整備が定期的実施されている。

6月中旬～7月上旬の芳ヶ平湿原のワタスゲの群生はとても美しく、ワタスゲの保全のため、芳ヶ平湿原の除草、笹刈作業を毎年定期的実施している。

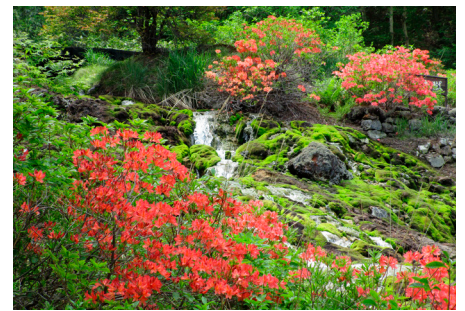
芳ヶ平湿原にある「芳ヶ平ヒュッテ」は宿泊のできる山小屋で、隣接する野営場ではテント持ち込みの宿泊も可能である。

ワイズユースの取組

群馬県、長野県の県境に位置する渋峠から徒歩で1時間程下ると芳ヶ平湿原があり、多くの人々が観光や自然観察に訪れ、芳ヶ平湿地群を楽しんでいる。芳ヶ平湿原から大平湿原、平兵衛池、大池、水池を経てチャツボミゴケ公園までは登山道が整備されている。これまでに自然観察会やフォトコンテストが開催されている。

現在のチャツボミゴケ公園がある場所は、かつては、鉄鉱石の採掘が露天掘りで行われる群馬鉄山であった。その役

目を終えた後に、公園として整備された。公園内の湧水や微生物を含む河床とチャツボミゴケ群落、そして鉄鉱石の分布域は、「六合チャツボミゴケ生物群集の鉄鉱生成地」として2017年に国の天然記念物に指定された。チャツボミゴケ公園は4月下旬～11月末まで一般に開放されている。



④穴地獄のチャツボミゴケとレンゲツツジ



⑤芳ヶ平湿原の紅葉



⑥モリアオガエルの卵

関連自治体

中之条町役場 六合支所 ☎0279-95-3111 / 草津町役場 ☎0279-88-0001

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

芳ヶ平湿地群(よしがだいらしゅちぐん)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 本多宏幸(①③④)、中之条町(②)、中沢芳宏(⑤⑥)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03